

資料 1

令和 6 年度 神奈川県薬事審議会

神奈川県災害薬事コーディネーターの 設置について

神奈川県 健康医療局 生活衛生部 薬務課
令和 7 年 3 月 2 6 日

1 災害薬事コーディネーター について

(1) 災害薬事コーディネーターの概要

国通知における記載

－大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について－ (令和4年7月22日)

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

(2) 組織

① 構成員

保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課（「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成30年社会・援護局長通知」という。）に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療福祉調整本部には、本部長を置き、保健医療福祉を主管する部局の長、その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。

(1) 災害薬事コーディネーターの概要

国通知における記載

－ 災害時における医療体制の構築に係る指針 －

(令和5年3月31日第8次医療計画指針)

第1 災害医療の現状

2 災害医療の提供

(11) 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師である。

各都道府県において、災害薬事コーディネーターの研修事業等を実施し、災害薬事コーディネーターの養成及びその能力向上に努めている。

- 県災害薬事コーディネーター
- 地域災害薬事コーディネーター ←

(2) 県災害薬事コーディネーターの位置づけ

災害薬事コーディネーターの設置に関する考え方

- ・ 前述の厚労省通知に、災害薬事コーディネーター（災害薬事Ｃｏ）の設置が示された。
- ・ また、令和６年３月に「薬剤師のための災害対策マニュアル※」が改訂され、災害薬事Ｃｏの具体的な役割や活動内容が示された。
- ・ 本県では災害薬事Ｃｏを設置していなかったが、設置は医薬品等の供給調整や薬剤師派遣等の、災害薬事の対応力強化につながる。一方、災害薬事Ｃｏの任命には、災害薬事に精通した薬剤師の養成が必要になる。

☞ 先ずは県保健医療福祉調整本部に配置する
「県災害薬事コーディネーター」の体制整備を進めていく。

※薬剤師のための災害対策マニュアル

令和５年度厚生労働科学研究

「薬剤師・薬局における災害時等対応についての調査研究」

研究班（研究代表者；江川孝福岡大学薬学部教授） 報告書

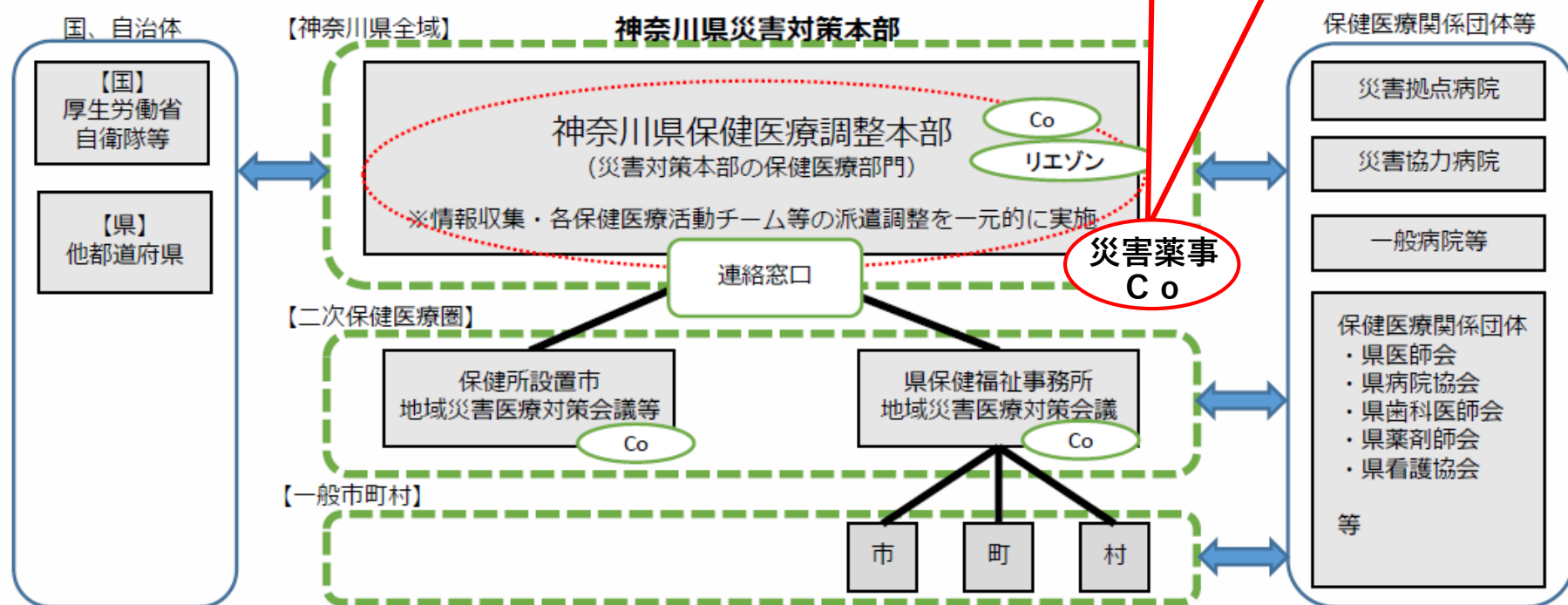
(2) 県災害薬事コーディネーターの位置づけ

第8次神奈川県保健医療計画より抜粋

(図表 2 - 1 - 3 - 2 三階層の保健医療総合調整機能)

県調整本部には各担当部門が設置
○薬剤師・医薬品等調整担当
【責任者】薬務課長 【所管課】薬務課
『災害薬事Co』はここで活動予定

三階層の保健医療総合調整機能



※1 「市、町、村」は、災害時において「市町村の災害対策本部（医療救護担当）」を表す。

※2 保健所設置市である横浜市・川崎市・相模原市・藤沢市・茅ヶ崎市（寒川町域含む）は、市単位で県保健医療調整本部と連携した医療救護活動を行う。

※3 保健所設置市のうち、横須賀市は、この図では一般市町村の市として扱う。

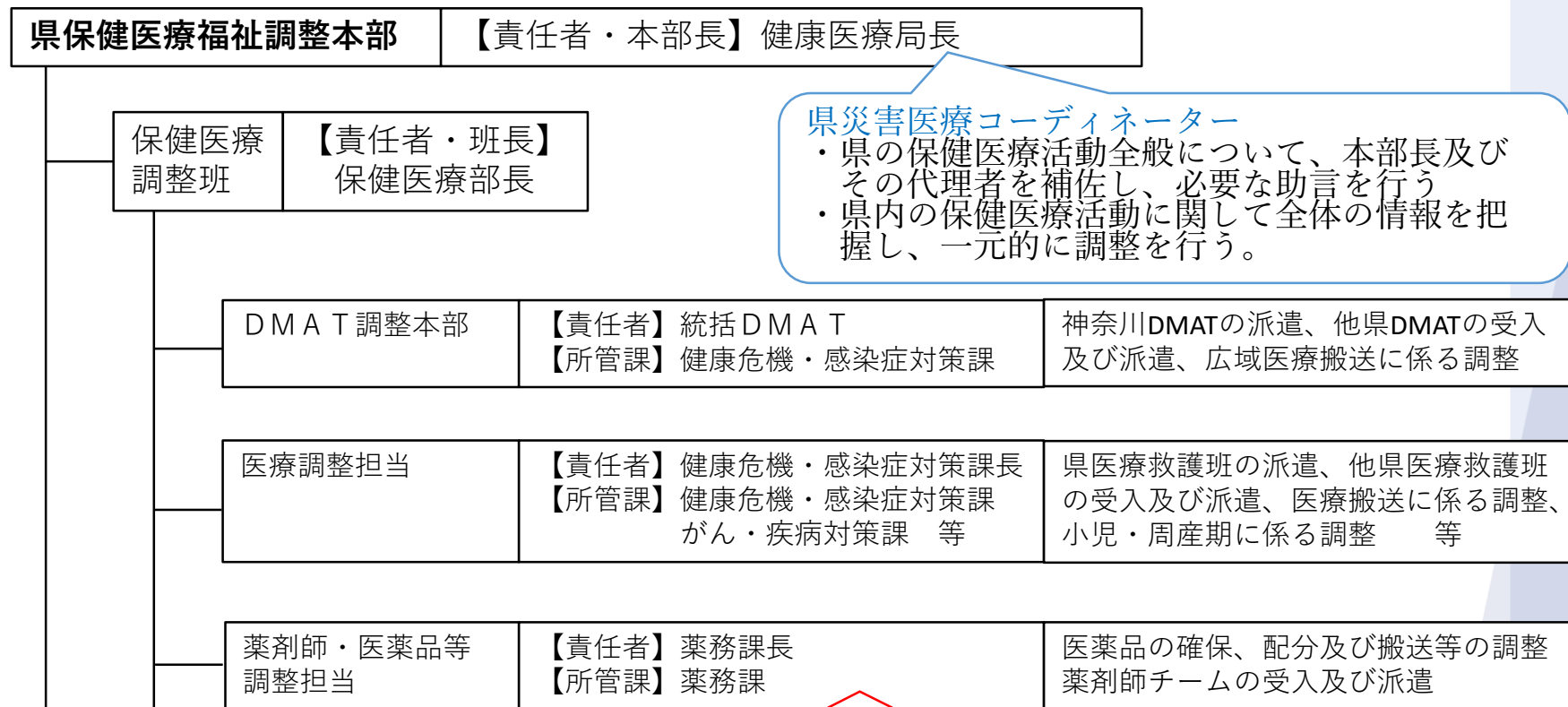
※4 保健衛生活動は、平時の保健所活動と同じ体制で行う。

Co Co：災害医療コーディネーター

リエゾン リエゾン：災害時小児周産期リエゾン

(2) 県災害薬事コーディネーターの位置づけ

神奈川県災害時保健医療救護計画（案）より加工、一部抜粋
（図1 神奈川県の体制（図表））

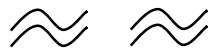


県災害医療コーディネーター

- ・県の保健医療活動全般について、本部長及びその代理者を補佐し、必要な助言を行う
- ・県内の保健医療活動に関して全体の情報を把握し、一元的に調整を行う。

県災害薬事コーディネーター

災害時の薬事対応等について、薬剤師・医薬品等調整担当を補佐し、必要な助言等を行う



（３）神奈川県災害時保健医療救護計画（案）の記載

（２）県保健医療福祉調整本部に設置される各調整本部等

【保健医療調整班】

④ 薬剤師・医薬品等調整担当

薬剤師・医薬品等調整担当は、大規模災害発生直後から必要な期間、県保健医療福祉調整本部の部長の指揮下で、薬剤師チームの派遣及び医薬品等の確保、配分、搬送等の調整を行う。

ア 役割

○ 薬剤師・医薬品等調整担当の主な役割

- ・ 医薬品等、血液製剤の確保、配分、搬送等の調整
- ・ 薬剤師チームの受入れ及び派遣等の調整
- ・ 県薬剤師会に対する薬剤師チームの派遣要請
- ・ 県保健医療福祉調整本部内での情報共有及び各種調整
- ・ 各地域災害医療対策会議との連絡調整

イ 体制

○ 薬剤師・医薬品等調整担当の責任者は薬務課長とし、事務局には、県保健医療福祉調整本部の職員（薬務課）を配置する。

○ 県災害薬事コーディネーターは、災害時の薬事対応等に関して、薬剤師・医薬品等調整担当を補佐し、必要な助言等を行う。活動期間が長期に及ぶ場合は、交代制とする。

（３）神奈川県災害時保健医療救護計画（案）の記載

ウ 活動

○ 薬剤師・医薬品等調整担当は、県保健医療福祉調整本部、各地域災害医療対策会議等での情報共有、関係機関からのＥＭＩＳ等による報告等により保健医療ニーズ（薬剤師及び医薬品等）を情報収集し、薬剤師及び医薬品等の需給状況を把握する。

○ 薬剤師・医薬品等調整担当は、必要に応じて、医療救護活動、医薬品等の確保支援及び公衆衛生活動の支援を行う薬剤師チームの派遣を県薬剤師会に要請する。

○ 薬剤師・医薬品等調整担当は、必要に応じて、医薬品等の確保、配分及び搬送について、県医薬品卸売業協会等の関係団体に協力を要請する。

○ 薬剤師・医薬品等調整担当は、県内において薬剤師及び医薬品等の不足が生じることが予想された場合は、厚生労働省又は近隣都県に対し、応援を要請する。

○ 県災害薬事コーディネーターは、薬剤師・医薬品等調整担当への助言等を行い、支援を効率的かつ効果的に受入れるための受援体制の整備や薬剤師及び医薬品等に関するニーズの把握とマッチング等の支援等を行う。

2 県災害薬事コーディネーターの 設置・養成について

(1) 県災害薬事コーディネーターの設置

1. 人数

県本部に1名常駐を想定

⇒ 1日3交代×3日間ローテ等を考え、10名程度
(薬局薬剤師＋病院薬剤師)

2. 委嘱

県薬剤師会・県病院薬剤師会からの推薦により知事が委嘱
任期は2年程度を予定(更新可)

3. 職務

【主な役割】

次の役割を行う上での活動については、今後活動要領として策定予定

- ・ 災害時の薬事対応等に関して、薬剤師・医薬品等調整担当を補佐し、必要な助言等を行う。
- ・ 支援を効率的かつ効果的に受入れるための受援体制の整備や薬剤師及び医薬品等に関するニーズの把握とマッチング等の支援等を行う。

(2) 災害薬事Coの養成

1. 県災害薬事コーディネーター

【目標】

- ・災害時に県調整本部に入り、薬剤師・医薬品等調整担当を補佐し、必要な助言等を行う。＜本部で率先した活動が可能＞

【人数】

10名程度（薬局薬剤師＋病院薬剤師）

【資質】

目指すレベルは、日本災害医学会の「災害医療認定薬剤師」の
認定取得者 相当

※なお、当面の間は、同学会「PhDLSプロバイダーコース」の
修了者とする。

☞ 県で災害薬事に関する研修を行い、養成等を行う予定（R7～）

(2) 災害薬事Coの養成

2. 目指す災害薬事Co配置 (仮)

【県災害薬事コーディネーター】 10名程度
県調整本部 : 1名常駐

今後の検討・調整

【地域災害薬事コーディネーター】

政令市・各地域災害医療対策会議（9箇所）に配置

横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市

横須賀・三浦地域、湘南西部地域、県央地域、県西地域

令和7年度	県災害薬事Coの任命（10名） ・災害薬事Co研修の実施（PhDLS7°ロバ`イター-コース相当） ・インストラクター-コース等の追加研修
令和7年度～	地域災害薬事Co配置に関して検討・調整
令和8年度以降	地域災害薬事Coの任命 ・災害薬事Co研修の実施（PhDLS7°ロバ`イター-コース相当）
	災害薬事Co（県・地域）への継続研修
	保健医療救護計画に、地域災害薬事Coを反映

(2) 災害薬事Coの養成

3. 令和7年度の研修計画

【基礎研修】

- ・ 災害薬事Co候補者へ研修会を開催
- ・ PhDLSプロバイダーコースの内容で実施
(座学＋グループワーク)
- ・ 受講人数：36名程度（6名×6テーブル）
- ・ 令和7年10月～12月の開催予定

【専門研修】

- ・ 基礎研修受講後、災害薬事Coを委嘱
- ・ 委嘱された災害薬事Coは、専門的な研修を受講
(PhDLSインストラクターコース受講や災害医療認定薬剤師に係る研修受講)
- ・ 研修受講等に係る経費を県が支援

(3) 暫定的な対応

1. 問題の所在

現在議会上程中の「神奈川県災害時保健医療救護計画」が令和7年3月に改定され、県災害薬事コーディネーターについても新たに位置づけされる見込み

一方で、県災害薬事コーディネーター養成のための研修実施は年度後半での実施となる見込み

⇒計画改訂から委嘱までの間災害薬事コーディネーターが（計画上位置付けられているにもかかわらず）不在となるため、その間の災害時対応に懸念が生じる

2. 暫定的な対応

現時点で災害薬事コーディネーターとして活動しうる一定の知見を有する方に、早急に委嘱を行う予定

(4) 本日御意見いただきたいこと

○ 災害薬事コーディネーターの設置・養成に関する 本県取組の方向性

1 災害薬事Coの設置

- ・ 災害薬事コーディネーターの活動体制（人数等）
- ・ 災害薬事コーディネーターの活動内容

2 災害薬事Coの養成

- ・ 災害薬事Coの養成の方向性
- ・ 令和7年度の研修計画

以上です。